

2014年5月23日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第327号）

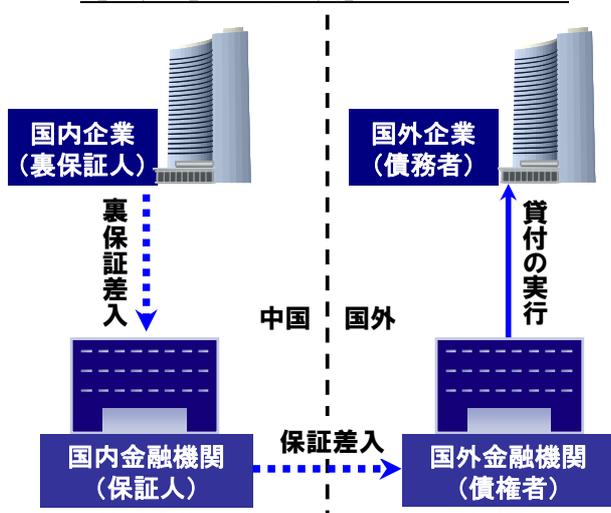
# 国家外貨管理局、 クロスボーダーの保証差入で新規定 保証履行の一定額が外債枠の対象外に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2014年5月12日付で『「クロスボーダー担保外貨管理規定」の発布に関する通達』（匯発[2014]29号、以下『29号通達』という）を公布しました。国内の金融機関・企業が国外企業による銀行借入等の返済を保証する「国内担保・国外貸付（いわゆる「内保外貸」）」、国外の金融機関・企業が国内企業による銀行借入等の返済を保証する「国外担保・国内貸付（いわゆる「外保内貸」）」等のクロスボーダーの保証差入に係る外貨管理規定を整理しており、2014年6月1日より施行されます。

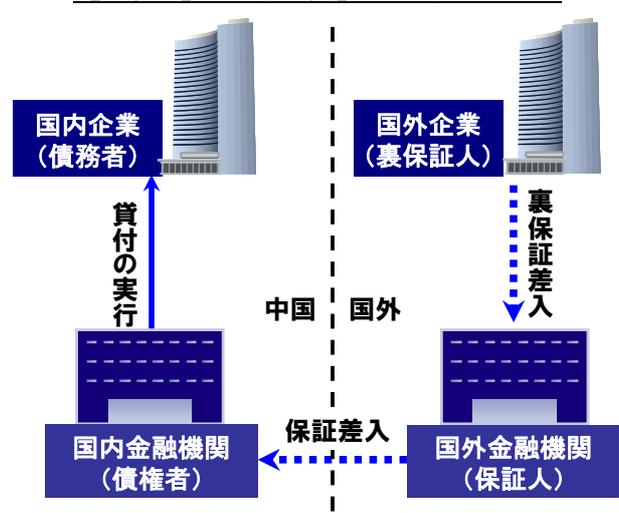
『29号通達』は、「内保外貸」と「外保内貸」に登録管理を実施すると規定。「内保外貸」では限度額管理や事前の個別認可等を廃止しており、「外保内貸」では中国の内資企業にその取扱を開放しているほか、保証履行で発生した短期外債を純資産額内で投注差（外債枠）管理の対象外としています。

【図表1】「内保外貸」の基本スキーム



（中国アドバイザー一部作成）

【図表2】「外保内貸」の基本スキーム



（中国アドバイザー一部作成）

本稿では、『29号通達』付属の『クロスボーダー担保外貨管理規定』（以下『規定』という）と『クロスボーダー担保外貨管理オペレーションガイドライン』（以下『ガイドライン』という）をもとに、クロスボーダーの保証業務の新規定を解説します。

#### □ 「内保外貸」：すべて登記管理に移行へ

『29号通達』は「内保外貸」について、保証人は事前認可なしに自ら契約を締結できると明記（『規定』第8条）。『国内機構による国外担保管理問題に関する通達』（匯発[2010]39号、『29号通達』施行に伴って廃止）等が規定していた銀行に対する限度額管理やノンバンク・企業に対する個別認可管理、保証人・被保証人の資格要件を廃止しました。

保証人は「内保外貸」契約の締結後に外貨管理局で登記を行わなければなりません（『規定』第9条）。保証人が銀行の場合、資本項目情報システムを通じて契約情報を報告し、保証人がノンバンクや一般企業である場合、契約締結後15日以内に所在地の外貨管理局で登記手続きを行います。保証期限満了後、あるいは債務者の債務返済後、保証履行の発生後には、「内保外貸」登記の抹消を行う必要があります（第13条）。

『29号通達』は、「内保外貸」に係る資金（保証対象となる銀行借入等）を国外企業（債務者）の正常な経営範囲内で使用しなければならないとしており、虚偽の貿易取引に使用したり、投機取引を行うことを禁止しています（『規定』第11条）。また、国外企業は国内で資金の貸し借りや持分投資、証券投資を行って「内保外貸」に係る資金を直接的にも間接的にも国内に戻し入れてはならないとしています（具体例は『ガイドライン』第1部分第4条に記載）。保証人となる国内金融機関や国内企業に対しては、債務者や保証に係る資金の用途、関連取引の背景等について確認し、資金の適切な使用を監督する義務を課しています（第12条）。

保証履行が発生した場合、保証人が銀行の場合は直接、担保履行に係る対外支払を行うことができます。保証人がノンバンクや一般企業である場合も、担保登記文書を銀行に提出して外貨購入と対外支払手続きを行えますが、国外債務者が保証履行に係る債務を返済するまで、新たな「内保外貸」契約を締結できません（第14条）。なお、国内の保証人・裏保証人は保証履行発生後に対外債権登記手続きを行わなければなりません（第15条）。

#### □ 「外保内貸」：保証料対外支払の認可も廃止

国内企業が国内金融機関から貸付や与信枠を受ける場合、国内金融機関に国外企業・個人の保証を差し入れることができ、事前認可なしに保証契約を締結することができます（『規定』第17条）。ただし『規定』は、「外保内貸」契約の締結時に右囲みの形式条件を同時に満たしていなければならないと規定し、その業務範囲を明確化しています。

##### 「外保内貸」契約の前提条件

- ✓ 債務者が国内で登録経営する非金融機構であること
- ✓ 債権者が国内で登録経営する金融機関であること
- ✓ 保証対象が金融機関の提供する人民元・外貨貸付（委託貸付を除く）、あるいは拘束力を有する与信限度額であること
- ✓ 保証形式が国内外の法律・法規に合致していること

（『規定』第17条）

「外保内貸」契約の締結後、債権者である国内の金融機関が外貨管理局に一括報告を行う（第18条）ため、債務者である国内企業は登記手続等を行う必要がありません。一方、「外保内貸」の保証履行発生後は、国内の債務者がそれを短期外債として外貨管理局で登記しなければなりません（第20条）。これらの規定は従来どおりですが、これまでと異なるのは保証履行で発生した短期外債を純資産額内で投注差（外債枠）管理の対象外としていることです。保証履行で発生した短期外債の未償還元本の残高は純資産額を超えてはならず、純資産額を超えた部分については外債枠を費消し、外債枠が不足する場合は批准を得ない勝手な対外借入として処理すると規定しています（『ガイドライン』第2部分第3条）。その一方で、債務者は保証履行で発生した債務の返済前に新たな「外保内貸」契約を締結できず、担保契約に係る資金の引出も行えないという制限を加えています（『規定』第19条）。

国内債務者は、「外保内貸」の保証履行発生後15営業日以内に、所在地の外貨管理局で短期外債契約登記と関連情報の届出を行わなければなりません（『ガイドライン』第2部分第4条）。外貨管理局はこの時点で、企業の「外保内貸」が規定に違反していないかを確認するとしています。

なお、保証差入に係る保証手数料の対外支払について、2013年4月

#### 「外保内貸」の保証履行に係る外債登記の提出書類

- ✓ 外債契約登記手続に関する書面申請報告（会社の基本状況、国外担保・国内貸付業務の逐次および集計状況、今次の担保履行状況およびその他の説明が必要な事項など）
- ✓ 担保契約のコピー、担保履行証明文書（内容が多い場合は契約の簡略条項を用意して捺印、外国語の場合は要中国語訳文）
- ✓ 外商投資企業設立批准証書、営業許可証
- ✓ 前年度末の監査を経た債務者の財務諸表
- ✓ 外貨管理局が業務のコンプライアンス性、真実性を確認するために提出を要求するその他の資料（国外債権者の登録文書、個人の身分証など）

（『ガイドライン』第2部分第4条）

に公布された『外債登記管理オペレーションガイドライン』（匯発[2013]19号付属文書2）は外貨管理局による事前認可が必要と規定していましたが、『規定』はサービス貿易の外貨管理規定に従って銀行で直接手続できるとしており、事前認可が不要となっています（第26条）。

#### □ 物権担保についても規範化

『29号通達』はクロスボーダーの保証差入について、抵当や質権等の物権担保を差し入れる際の規定も盛り込んでいます（『規定』第4章、『ガイドライン』第3部分）。物権担保が「内保外貸」や「外保内貸」に当たる場合は登記等の手続を行い、「内保外貸」や「外保内貸」の関連規定を遵守する必要がある（『規定』第24条）ものの、外貨管理局は物権担保の合法性について審査を行わず、外貨管理局の登記証明は物権担保契約の依拠にも発効条件にもならないため、当事者は自己の責任で物権担保が法律規定に合致しているかを確認しなければなりません（第21条）。

『29号通達』は、「内保外貸」「外保内貸」以外の形式のクロスボーダー保証について、自らクロスボーダー保証契約を締結することができ、外貨管理局が明確に規定していない場合は登記・届出も必要ないとしています（『規定』第25条）。保証履行も認可や登記・届出なしに行えますが、必要に応じて対外債権・債務に関連する手続を行わなければなりません。

また『29号通達』は、「内保外貸」や「外保内貸」、その他の形式にかかわらず、担保人・債務者が「担

保履行の義務が確実に発生することを明らかに知っている、または知っているべき状況」におけるクロスボーダーの保証差入を禁じています（『規定』第 27 条）。これは、鞘取り等の投機行為を防ぐ目的があるものとみられます（担保履行意図の判断基準は『ガイドライン』第 4 部分第 3 条に記載）。

\*

『29 号通達』の詳細については、5 ページからの日本語仮訳および 25 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

## 国家外貨管理局

### 匯発[2014]29号

#### 「クロスボーダー担保外貨管理規定」の発布に関する通達

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局、外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中国資本外貨指定銀行：

外貨管理体制改革を深化させ、行政審査・批准手順を簡素化し、クロスボーダー担保に係る受取・支払行為を規範化するため、国家外貨管理局はクロスボーダー担保外貨管理方式の改善を決定し、『クロスボーダー担保外貨管理規定』およびそのオペレーションガイドライン（以下『規定』という）を制定した。ここに印刷・配布する。遵守執行されたい。

『規定』は、2014年6月1日より実施し、以前の関連規定が本『規定』の内容と不一致である場合、本『規定』を基準とする。『規定』実施後、付属文書3に列挙した法規は直ちに廃止する。

国家外貨管理局各分局、外貨管理部は、本通達を受け取った後、遅滞なく管轄内の中心支局、支局、都市商業銀行、農村商業銀行、外資銀行、農村合作銀行に転送しなければならない。各中国資本銀行は、本通達を受け取った後、遅滞なく所轄の各分支機構に転送しなければならない。執行中、問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局資本項目司にフィードバックすること。

- 付属文書：
1. クロスボーダー担保外貨管理規定
  2. クロスボーダー担保外貨管理オペレーションガイドライン
  3. 廃止法規目録〔略〕

国家外貨管理局  
2014年5月12日

付属文書 1

## クロスボーダー担保外貨管理規定

### 第 1 章 総則

**第1条** クロスボーダー担保の外貨管理を完善化し、クロスボーダー担保に係る受取・支払行為を規範化し、クロスボーダー担保業務の健全で秩序ある発展を促進するため、『中華人民共和国物権法』、『中華人民共和国担保法』および『中華人民共和国外貨管理条例』等の法律・法規に基づき、特に本規定を制定する。

**第2条** 本規定がいうクロスボーダー担保とは、担保人が債権者に書面で行う、法的拘束力を有する、担保契約の約定に基づき関連支払義務の履行を承諾して、資金のクロスボーダー受取・支払もしくは資産所有権のクロスボーダー移転等の国際収支取引が発生する可能性のある担保行為を指す。

**第3条** 担保各当事者の登録地に基づき、クロスボーダー担保を国内担保・国外貸付、国外担保・国内貸付およびその他の形式のクロスボーダー担保に分ける。

国内担保・国外貸付とは、担保人の登録地が国内にあり、債務者および債権者の登録地が共に国外にあるクロスボーダー担保を指す。

国外担保・国内貸付とは、担保人の登録地が国外にあり、債務者および債権者の登録地が共に国内にあるクロスボーダー担保を指す。

その他の形式のクロスボーダー担保とは、前述の国内担保・国外貸付および国外担保・国内貸付以外のその他のクロスボーダー担保の状況を指す。

**第4条** 国家外貨管理局およびその分支局（以下「外管局」という）は、クロスボーダー担保で発生する各種国際収支取引の規範化に責任を負う。

**第5条** 国内機構が提供もしくは受けるクロスボーダー担保は、国家の法律・法規および業界主管部門の規定を遵守し、合わせて本規定に基づき外貨管理関連手続を行わなければならない。

担保各当事者が従事するクロスボーダー担保業務は、商業道徳を厳守し、誠実で信用を守らなければならない。

**第6条** 外管局は、国内担保・国外貸付、国外担保・国内貸付に対して登記管理を実行する。

国内機構が行う国内担保・国外貸付業務は、本規定の要求に基づき国内担保・国外貸付登記を行わなければならない。外管局の登記を経た国内担保・国外貸付に、担保履行が発生した場合、担保人は自ら手続を行うことができる。担保履行後、本規定の要求に基づき対外債権登記を行わなければならない。

国内機構が行う国外担保・国内貸付業務は、本規定が明確化している関連条件に合致していなければならない。外管局の登記を経た国外担保・国内貸付は、債権者が自ら担保履行と関連する受取を行うことができる。担保履行後、国内債務者は本規定の要求に基づき外債登記手続を行わなければならない。

**第7条** 国内機構が提供もしくは受けるその他の形式のクロスボーダー担保は、外貨管理関連規定に合致していなければならない。

## 第2章 国内担保・国外貸付

**第8条** 担保人が行う国内担保・国外貸付業務は、国家の法律・法規、業界主管部門の規定および外貨管理規定を遵守する前提において、国内担保・国外貸付契約を締結することができる。

**第9条** 担保人は、国内担保・国外貸付契約の締結後、以下の規定に基づき国内担保・国外貸付登記を行わなければならない。

担保人が銀行である場合、担保人はデータ・インターフェイス・プログラムもしくはその他の方式を通じて外管局に国内担保・国外貸付業務の関連データを送付しなければならない。

担保人が非銀行金融機関もしくは企業（以下「非銀行機構」という）である場合、担保契約の締結後 15 営業日以内に所在地の外管局で国内担保・国外貸付契約登記手続を行わなければならない。担保契約の主要条項に変更が発生した場合、国内担保・国外貸付契約変更登記手続を行わなければならない。

外管局は、真実、コンプライアンスの原則に基づき非銀行機構の担保人の登記申請に対して手順上の審査を行って登記手続を行う。

**第10条** 銀行、非銀行金融機関が担保人として提供する国内担保・国外貸付は、業界主管部門の規定に基づき、相応の担保業務経営資格を有していなければならない。

**第11条** 国内担保・国外貸付に係る資金の用途は、以下の規定に合致していなければならない。

- (1) 国内担保・国外貸付に係る資金は、債務者の正常な経営範囲内の関連支出にのみ用い、債務者の正常な経営範囲以外の関連取引への従事を支持することに用いてはならず、貿易背景を虚構して鞘取りを行う、またはその他の形式の投機性取引を行ってはならない。
- (2) 外管局の批准を経ずに、債務者は国内で貸借、持分投資もしくは証券投資などの方式を行うことを通じて担保に係る資金を直接的もしくは間接的に国内に戻し入れて使用してはならない。

**第12条** 担保人が国内担保・国外貸付業務を行うとき、債務者の主体資格、担保に係る資金用途、予定の返済資金の出所、担保履行の可能性および関連取引背景に対して審査を行い、国内外の関連法律・法規に合致しているか否かに対してデューデリジェンスを行い、合わせて適切な方式で債務者がその言明した用途に基づき担保に係る資金を使用することを監督しなければならない。

**第13条** 国内担保・国外貸付に係る担保人の支払責任の期限が到来し、債務者が担保にかかる債務を完済した、または担保履行が発生した後、担保人は国内担保・国外貸付登記抹消手続を行わなければならない。

**第14条** 国内担保・国外貸付の履行が発生し、担保人が銀行である場合、自ら担保履行に係る対外支払を行うことができる。

担保人が非銀行機構である場合、担保登記文書により直接、銀行で担保履行に係る外貨購入および対外支払を行うことができる。国外債務者が担保人の履行により国内担保人に対して負った債務を完済する前に、外管局の批准を経ずに、担保人は新たな国内担保・国外貸付契約を一時的に停止しなければならない。

**第15条** 国内担保・国外貸付に担保履行が発生した場合、対外債権者となった国内担保人もしくは裏担保人は、規定に基づき対外債権登記手続を行わなければならない。

**第16条** 国内個人は、担保人として非銀行機構を参照して国内担保・国外貸付業務を行うことができる。

### 第3章 国外担保・国内貸付

**第17条** 国内非金融機構が国内金融機関から貸付を借り入れる、または与信限度額を獲得する場合、同時に以下の条件を満たす前提において、国外機構もしくは個人が提供する担保を受け、合わせ

て自ら国外担保・国内貸付契約を締結することができる。

- (1) 債務者が国内で登録経営する非金融機構であること、
- (2) 債権者が国内で登録経営する金融機関であること、
- (3) 担保対象が金融機関の提供する人民元・外貨貸付（委託貸付を含まない）もしくは拘束力を有する与信限度額であること、
- (4) 担保形式が国内外の法律・法規に合致していること。

批准を経ずに、国内機構は上述の範囲を超えて国外担保・国内貸付業務を行ってはならない。

**第18条** 国内債務者が従事する国外担保・国内貸付業務は、貸付を実行もしくは与信限度額を提供する国内金融機関が外管局に国外担保・国内貸付業務関連データを集中報告する。

**第19条** 国外担保・国内貸付業務に担保履行が発生した場合、国内債務者がその国外担保人に対する債務を完済する前に、外管局の批准を経ずに、国内債務者は新たな国外担保・国内貸付契約の締結を一時的に停止しなければならない。すでに国外担保・国内貸付契約を締結したがまだ資金を引き出していない、または全額を引き出していない場合、所在地の外管局の批准を経ずに、国内債務者は新たな資金引出手続を一時的に停止しなければならない。

国内債務者の国外担保・国内貸付に係る担保履行により形成された対外負債について、その未償還元本残高はその前年度末の監査を経た純資産金額を超えてはならない。

国内債務者は、債権者に国外担保・国内貸付業務手続を申請するとき、真実、完全に債権者にそれがすでに手続を行った国外担保・国内貸付業務の債務違約、外債登記および債務完済状況を提供しなければならない。

**第20条** 国外担保・国内貸付業務に国外担保履行が発生した場合、国内債務者は所在地の外管局で短期外債契約登記および関連情報届出手続を行わなければならない。外管局は、外債契約登記プロセスで債務者の国外担保・国内貸付業務のコンプライアンス性に対して事後確認を行う。

#### 第4章 物件担保の外貨管理

**第21条** 外管局は、担保各当事者が設定する担保物権の合法性に対して審査を行わない。担保各当事者は、自ら担保契約内容が国内外の関連法律・法規および業界主管部門の規定に合致していることを確認しなければならない。

**第22条** 担保人と債権者の間で抵当、質権等の物件担保の提供により発生するクロスボーダー受取・支払および取引事項は、制限もしくは手順上の外貨管理規定が存在している場合、規定に合致していなければならない。

**第23条** 担保人と債権者がそれぞれ国内、国外に属している、または担保物権の登記地（もしくは財産の所在地、収益の出所）と担保人、債権者の任意の一方がそれぞれ国内、国外に属しているとき、国内担保人もしくは国内債権者は以下の規定に基づき外貨管理関連手続を行わなければならない。

- (1) 担保人、債権者の登録地もしくは担保物権の登記地（もしくは財産の所在地、収益の出所）の少なくとも2者がそれぞれ国内外に属するとき、担保人が担保物権を実現する方式は、関連法律規定に合致していなければならない。
- (2) 別途、明確な規定がある場合を除き、担保人もしくは債権者が担保財産処置収益の払出もしくは受取を申請するとき、直接、国内の銀行に申請を提出することができる。銀行が担保履行の真実性、コンプライアンス性を審査して必要な資料を保管した後、担保人もしくは債権者は関連する外貨購入、元転およびクロスボーダー受取・支払を行うことができる。
- (3) 関連担保財産の所有権に担保人、債権者の間で譲渡が発生し、規定に基づきクロスボーダー投資外貨登記を行う必要がある場合、当事者は関連登記もしくは変更手続を行わなければならない。

**第24条** 担保人が第三者債務者のために債権者に物権担保を提供し、国内担保・国外貸付もしくは国外担保・国内貸付を構成する場合、国内担保・国外貸付もしくは国外担保・国内貸付の関連規定に基づき担保登記手続を行い、合わせて関連規定を遵守しなければならない。

外管局の登記を経た物権担保があらゆる原因により合法的に設定できない場合、担保人は外管局で関連登記を抹消しなければならない。

## 第5章 附則

**第25条** 国内機構が提供もしくは受ける、国内担保・国外貸付および国外担保・国内貸付以外のその他の形式のクロスボーダー担保は、国内外の法律・法規および本規定に合致している前提において、自らクロスボーダー担保契約を締結することができる。外管局が別途、明確に規定している場合を除き、担保人、債務者はその他の形式のクロスボーダー担保について外管局で登記もしくは届出を行う必要はない。

国内機構が行うその他の形式のクロスボーダー担保は、自ら担保履行を行うことができる。担保に係る対外債権・債務に事前の審査・批准もしくは認可を必要とする、または担保履行により対外債権・債務に変動が発生する場合、規定に基づき関連審査・批准もしくは登記手続を行わなければならない。

**第26条** 国内債務者が対外支払する担保費は、サービス貿易外貨管理関連規定に基づき直接、銀行に手続を申請することができる。

**第27条** 担保人、債務者は、担保履行の義務が確実に発生することを明らかに知っている、または知っているべき状況でクロスボーダー担保契約を締結してはならない。

**第28条** 担保人、債務者、債権者が国内銀行にクロスボーダー担保と関連する外貨購入・支払もしくは外貨受取・元転業務手続を申請するとき、国内銀行はクロスボーダー担保取引の背景に対して職責を尽くした審査を行い、当該担保契約が中国の法律・法規および本規定に合致していることを確定しなければならない。

**第29条** 外管局のクロスボーダー担保契約に対する認可、登記もしくは届出状況、ならびに本規定が明確化しているその他の管理事項と管理要求は、クロスボーダー担保契約の発効要件を構成しない。

**第30条** 外管局は、定期的に国内担保・国外貸付および国外担保・国内貸付の全体的な状況を分析し、クロスボーダー担保の国際収支に対する影響に注意深く関心を払う。

**第31条** 外管局は、国内機構のクロスボーダー担保業務に対して確認および検査を行い、担保各当事者、国内銀行は外管局の要求に基づき関連資料を提出しなければならない。本規定および関連規定に基づきクロスボーダー担保業務を行わない場合、外管局は『中華人民共和国外貨管理条例』に基づき処罰を行う。

**第32条** 国家外貨管理局は、国際収支の均衡を保障する目的から、クロスボーダー担保管理方式に対して適宜、調整を行うことができる。

**第33条** 本規定は、国家外貨管理局が解釈に責任を負う。

付属文書 2

## クロスボーダー担保外貨管理オペレーションガイドライン

### 第 1 部分 国内担保・国外貸付外貨管理

一、 担保人が行う国内担保・国外貸付業務は、国家の法律・法規、業界主管部門の規定および外貨管理規定を遵守する前提において、自ら国内担保・国外貸付契約を締結することができる。

#### 二、 国内担保・国外貸付登記

担保人は、国内担保・国外貸付契約を締結した後、以下の規定に基づき国内担保・国外貸付登記を行わなければならない。

(一) 担保人が銀行の場合、担保人はデータ・インターフェイス・プログラムもしくはその他の方式を通じて外管局の資本項目情報システムに国内担保・国外貸付関連データを送付する。

(二) 担保人が非銀行金融機関もしくは企業（以下「非銀行機構」という）の場合、担保契約の締結後 15 営業日以内に所在地の外管局で国内担保・国外貸付契約登記手続を行わなければならない。担保契約もしくは担保に係る債務契約の主要条項に変更が発生した（債務契約のロールオーバーならびに債務もしくは担保金額、債務もしくは担保期限、債権者等の変更発生を含む）場合、15 営業日以内に国内担保・国外貸付変更登記手続を行わなければならない。

1. 非銀行機構が外管局で国内担保・国外貸付契約登記を行うとき、以下の資料を提出しなければならない。

(1) 国内担保・国外貸付契約登記手続に関する書面申請報告（内容には、会社の基本状況、すでに手続して完了していない各種クロスボーダー担保の残高、今次の担保取引内容の要点、予定の返済資金の出所、その他の説明が必要な事項を含む。共同担保人を有する場合、申請報告において説明しなければならない）。

(2) 担保契約および担保に係る主債務契約（契約文書の内容が比較的多い場合、契約の簡略条項を提供して印章を捺印する。契約が外国語である場合、中国語翻訳文を提供して印章を捺印しなければならない）。

(3) 外管局が本規定に基づき補充が必要と認識する関連証明資料（例えば、発展改革委員会、商務部門による国外投資プロジェクトに関する批准文書、変更登記手続時に提供する必要のある変更資料等）。

2. 外管局は、真実、コンプライアンスの原則に基づき非銀行機構の担保人の登記申請に対して手順上の審査を行い、合わせてそのために登記手続を行う。外管局は、担保契約の真実性、商業合理性、コンプライアンス性および履行傾向に対して疑問が存在す

る場合、担保人に書面説明を行うよう要求する権利を有する。外管局が合理的な商業基準および関連法規に基づき、担保人の説明が明らかに不成立と認識する場合、登記申請を受理しないことを決定し、合わせて申請人に書面で原因を説明することができる。

担保人が規定の期限内に外管局で担保登記を行わない場合で、合理的な原因を説明することができ、かつ担保人が登記申請の提出時になお担保履行の意向が発生していない場合、外管局は正常な手順に基づきそのために補充登記を行うことができる。合理的な原因を説明できない場合、外管局は担保登記手続の遅延に基づき処理を行い、外貨検査部門に移管した後、そのために補充登記手続を行うことができる。

3. 非金融機関は、外管局に申請して金融機関を参照して資本項目システムを通じて国内担保・国外貸付データを送付することができる。
4. 同一の国内担保・国外貸付業務において複数の国内担保人が存在する場合、自ら約定してその中の1名の担保人が所在地の外管局で登記手続を行うことができる。外管局は、国内担保・国外貸付登記を行うとき、備考欄にその他の担保人を注記しなければならない。

三、 金融機関が担保人として提供する国内担保・国外貸付は、業界主管部門の規定に基づき、相応の担保業務経営資格を有していなければならない。国内分支機構の名義で提供する担保は、総行もしくは本部の授権を獲得しなければならない。

四、 国内担保・国外貸付に係る資金用途は、以下の規定に合致していなければならない。

- (一) 国内担保・国外貸付に係る資金は、債務者の正常な経営範囲内の関連支出にのみ用い、債務者の正常な経営範囲以外の関連取引への従事を支持することに用いてはならず、貿易背景を虚構して鞘取りを行う、またはその他の形式の投機性取引を行ってはならない
- (二) 外管局の批准を経ずに、債務者は国内で貸借、持分投資もしくは証券投資などの方式を行うことを通じて担保に係る資金を直接的もしくは間接的に国内に戻し入れて使用してはならない。

担保にかかる資金は、国外機構もしくは個人による国内機構もしくは個人への直接的もしくは間接的な持分、債券投資に用いてはならず、以下の行為を含むがこれに限らない。

1. 債務者が担保に係る資金を使用して直接的もしくは間接的に国内で登録する機構に持分もしくは債権投資を行うこと。
2. 担保に係る資金を直接的もしくは間接的に国外対象会社の持分獲得に用い、かつ対象会社の50%以上の資産が国内にある場合。
3. 担保に係る資金を債務者自身もしくは国外のその他の会社が負う債務の償還に用い、元の融資資産が持分もしくは債権の形式で直接的もしくは間接的に国内に戻し入れら

れる場合、

4. 債務者が担保に係る資金を使用して国内機構に貨物もしくはサービス貿易の代金を前払いし、かつ支払時期の貨物もしくはサービスの提供に対する前払時期が1年を超え、前払金額が100万米ドルおよび売買契約総額の30%を超える場合（大型セット設備もしくは請負サービスを輸出するとき、完成した作業量を貨物引渡しとみなすことができる）。
- (三) 国内担保・国外貸付契約に係る以下の類型の特殊な取引が発生したとき、以下の規定に合致していなければならない。
1. 国内担保・国外貸付に係る担保責任が国外債務者による債券発行に係る返済義務であるとき、国外債務者は国内機構が直接的もしくは間接的に持支配し、かつ国外債券発行収入を国内機構と持分関連の存在する国外投資プロジェクトに用い、かつ関連国外機構もしくはプロジェクトがすでに規定に基づき国内の国外投資主管部門の認可、登記、届出もしくは確認を獲得していなければならない。
  2. 国内担保・国外貸付に係る融資資金を直接的もしくは間接的に国外のその他の機構に対する持分の獲得（国外企業の新設、国外企業の持分の買収もしくは国外企業への増資を含む）もしくは債権の獲得に用いるとき、当該投資行為は国内関連部門の国外投資関連の規定に合致していなければならない。
  3. 国内担保・国外貸付に係る義務が国外機構による派生取引に係る支払義務であるとき、債務者が従事する派生取引はリスクヘッジを目的としており、その主要業務範囲に合致し、かつ株主による適切な授権を経ていなければならない。

## 五、 国内担保・国外貸付の抹消登記

国内担保・国外貸付に係る債務者が担保に係る債務を完済した、担保人の支払責任の期限が到来した、または担保履行が発生した後、担保人は国内担保・国外貸付登記抹消手続を行わなければならない。このうち、銀行はデータ・インターフェイス・プログラムもしくはその他の方式を通じて外管局の資本項目システムに国内担保・国外貸付更新データを送付することができる。非銀行機構は、15営業日以内に外管局で関連登記の抹消を申請しなければならない。

## 六、 担保履行

- (一) 銀行に国内担保・国外貸付の担保履行が発生した場合、自ら担保履行に係る対外支払を行うことができ、その担保履行資金は自行で裏担保人に提供する外貨立替金、裏担保人が外貨もしくは人民元の形式で預け入れた保証金、または裏担保人が支払うその他の代金を出所とすることができる。裏担保人は、担保履行証明文書により直接、外貨購入もしくは支払手続を行うことができる。

- (二) 非銀行機構に担保履行が発生した場合、外管局の印章を捺印した担保登記文書により直接、銀行で担保履行に係る外貨購入および対外支払を行うことができる。国際収支間接報告を行うとき、必ず当該担保登記時に取得した業務コードを記入しなければならない。  
非銀行機構に国内担保・国外貸付の履行が発生した場合、国外債務者が国内担保人に負った債務を完済する前に（債務者の破産、清算等の原因により、それが債務を完済できなくなった場合を除く）、外管局の批准を経ずに、担保人は必ず新たな国内担保・国外貸付契約の締結を一時的に停止しなければならない。
- (三) 非銀行機構が国内担保・国外貸付の提供後に登記を行わなかったが担保履行を行う必要がある場合、担保人はまず外管局に国内担保・国外貸付補充登記手続を申請し、しかる後に補充登記文書により銀行で担保履行手続を行わなければならない。外管局は、補充登記を行う前に、まず外貨検査部門に移管しなければならない。

## 七、 対外債権登記

- (一) 国内担保・国外貸付の履行発生した後、対外債権者となる国内担保人もしくは国内裏担保人は、対外債権登記を行わなければならない。  
対外債権者が銀行である場合、資本項目情報システムを通じて対外債権関連情報を送付する。債権者が非銀行機構である場合、担保履行後 15 営業日以内に所在地の外管局で対外債権登記を行い、合わせて規定に基づき対外債権と関連する変更、抹消手続を行わなければならない。
- (二) 対外債権者が銀行であるとき、担保に係る債務者（もしくは裏担保人）が主体的に担保人に対する返済義務を履行する場合、債務者（もしくは裏担保人）、担保人は自らそれぞれの支払、受取手続を行うことができる。債務者（もしくは裏担保人）が各種の原因により主体的に支払義務を履行できない場合、担保人が合法的な手段で債務者（もしくは裏担保人）から回収する資金が、その通貨種類と元の担保履行通貨種類が不一致である場合、担保人は自ら債務者（もしくは裏担保人）に代わって関連両替手続を行うことができる。
- (三) 対外債権者が非銀行機構であるとき、それが債務者から取り立てて得た資金が外貨である場合、銀行への資金の出所の説明、銀行による国内担保人がすでに関連規定に基づき対外債権登記を行ったことの確認後、元転を行うことができる。

## 八、 その他の規定

- (一) 担保人が国内担保・国外貸付業務を行うとき、債務者の主体資格、担保に係る資金用途、予定の返済資金の出所、担保履行の可能性および関連取引背景に対して審査を行い、国内外の関連法律・法規に合致しているか否かに対してデューデリジェンスを行い、合わせて適切な方式で債務者がその言明した用途に基づき担保に係る資金を使用することを監督

しなければならない。

- (二) 国内個人が担保人となる場合、国内非銀行機構を参照して国内担保・国外貸付業務を行うことができる。
- (三) 国内機構が国外機構（債務者）のためにその国外担保人に提供する裏担保は、国内担保・国外貸付に基づき管理を行い、裏担保を提供する国内機構は本規定を遵守しなければならない。国内機構が国内担保・国外貸付規定に基づき国外機構（債務者）のために担保を提供するとき、その他の国内機構が債務者のために国内担保・国外貸付を提供する国内機構に提供する裏担保は、国内担保・国外貸付に基づく管理を行わないが、外貨管理関連規定に合致していなければならない。
- (四) 担保人が担保責任の上限に対して合理的な予測を行うことができない国内担保・国外貸付、例えば国内企業が発行する賠償金額の上限が不明確なプロジェクト竣工責任担保は、登記を行わないことができるが、外管局の認可を経た後に担保履行手続を行うことができる。

## 第2部分 国外担保・国内貸付外貨管理

- 一、 国内非金融機構が国内金融機関から貸付を借り入れる、または与信限度額を獲得する場合、同時に以下の条件を満たす前提において、国外機構もしくは個人が提供する担保を受け、合わせて自ら国外担保・国内貸付契約を締結することができる。
  - (一) 債務者が国内で登録経営する非金融機構であること、
  - (二) 債権者が国内で登録経営する金融機関であること、
  - (三) 担保対象が金融機関の提供する人民元・外貨貸付（委託貸付を含まない）もしくは拘束力を有する与信限度額であること、
  - (四) 担保形式が国内外の法律・法規に合致していること。

批准を経ずに、国内機構は上述の範囲を超えて国外担保・国内貸付業務を行ってはならない。

- 二、 国内債務者が従事する国外担保・国内貸付業務は、貸付を実行もしくは与信限度額を提供する国内金融機関が外管局の資本項目システムに国外担保・国内貸付業務関連データを集中報告する。
- 三、 国外担保・国内貸付の履行が発生した場合、金融機関は直接、国外担保人と担保履行の受取を行うことができる。

国内債務者が従事する国外担保・国内貸付業務に担保履行が発生した場合、国内債務者がその国外担保人に対する債務を返済する前に、外管局の批准を経ずに、国内債務者は新たな国外担保・国内貸付契約の締結を一時的に停止しなければならない。すでに国外担保・国内貸付契約を締結

したがまだ資金を引き出していない、または全額を引き出していない場合、外管局の批准を経ずに、新たな資金引出手続を一時的に停止しなければならない。

国内債務者の国外担保・国内貸付に係る担保履行により形成された対外負債について、その未償還元本残高はその前年度末の監査を経た純資産金額を超えてはならない。上述の限度額を超える場合、その自身の外債限度額を占有しなければならない。外債限度額がなお不足する場合、批准を経ない勝手な対外借入として処理を行う。

国内非銀行金融機関が債権者であり、国外担保人の履行が発生した場合、国内非金融機関は国際収支間接申告を行うとき、申告書に当該国外担保・国内貸付登記時に取得した業務コードを記入しなければならない。

国内債務者は、債権者に国外担保・国内貸付業務手続を申請するとき、真実、完全に債権者にそれがすでに手続を行った国外担保・国内貸付業務の債務違約、外債登記および債務完済状況を提供しなければならない。

- 四、** 国外担保・国内貸付業務に国外担保履行が発生した場合、国内債務者は担保履行後 15 営業日以内に所在地の外管局で短期外債契約登記および関連情報の届出を行わなければならない。外管局は、外債契約登記プロセスで債務者の国外担保・国内貸付業務のコンプライアンス性に対して事後確認を行う。規定違反を発見した場合、規定違反行為を外貨検査部門に移管した後、外管局はそのために外債登記手続を行うことができる。

国外担保履行により外債登記手続を申請する場合、債務者は外管局に以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 外債契約登記手続に関する書面申請報告（内容には、会社の基本状況、国外担保・国内貸付業務の逐次および集計状況、今次の担保履行状況およびその他の説明が必要な事項を含む）、
- (二) 担保契約のコピーおよび担保履行証明文書（契約文書の内容が比較的多い場合、契約の簡略条項を提供して印章を捺印する。契約が外国語文である場合、中国語翻訳文を提供して債務者の印章を捺印しなければならない）、
- (三) 外商投資企業は、批准証書、営業許可証等の文書を提供しなければならない、中国資本企業は営業許可証を提供しなければならない。
- (四) 前年度末の監査を経た債務者の財務諸表、
- (五) 外管局が国外担保・国内貸付業務のコンプライアンス性、真実性を確認するために提出を要求する可能性のあるその他の資料（例えば、国外債権者の登録文書もしくは個人の身分

証)

五、 金融機関が行う国外担保・国内貸付の履行は、担保履行資金と担保に係る債務資金引出の通貨種類が不一致で元転もしくは外貨購入を行う必要がある場合、外管局に申請を提出しなければならない。金融機関が行う国外担保履行金の元転（もしくは外貨購入）業務は、その分行もしくは総行が自身およびそれに属する分支機構の担保履行金元転（もしくは外貨購入）申請を取りまとめた後、その所在地の外管局に申請を集中提出する。

金融機関が提出する国外担保履行金の元転（もしくは外貨購入）申請は、外管局資本項目管理部門が受理する。金融機関が債権者として貸付担保契約を締結する時に規定違反行為がない場合、外管局はその担保履行金の元転（もしくは外貨購入）を批准する。金融機関の規定違反行為が債権者集中登記を行わない等の手順上の規定違反に属する場合、外管局はまずそれに元転（もしくは外貨購入）を行うことを許可し、その後に関連法規に基づき処理を行う。金融機関の規定違反行為が現行政策の許可範囲を超える等の実質的な規定違反に属し、かつ金融機関が相応の責任を負わなければならない場合、外管局はまず外貨検査部門に移管して、しかる後にその元転（もしくは外貨購入）を批准しなければならない。

六、 金融機関が申請する担保履行金の元転（もしくは外貨購入）は、以下の文書を提出しなければならない。

- (一) 申請書、
- (二) 国外担保・国内貸付業務契約（もしくは契約の簡略条項）、
- (三) 元転（もしくは外貨購入）資金の出所を証明する書面資料、
- (四) 債務者が提供する国外担保・国内貸付履行に係る外債登記証明文書（清算、解散、債務免除もしくはその他の合理的な要因により債務者が外債登記証明を取得できない場合、原因を説明しなければならない）。
- (五) 外管局が必要と認識するその他の証明資料。

七、 国外担保人が国内金融機関による国内の若干の債務者に実行する協調貸付のために提供する一部の担保（リスク分担）について、担保履行（支払）の発生後、契約で国内金融機関が国外担保人を代理して債務者に債務の取立を行うと約定している場合、代理する金融機関が外管局に外債登記データを送付し、その未償還元本の残高は当該担保契約に係る各債務者の前年度末の監査を経た純資産額の合計を超えてはならない。

### 第3部分 物権担保外貨管理

一、 外管局は、クロスボーダー担保に係わる資本項目外貨管理関連事項に対してのみ規範化を行うが、担保各当事者が設定する担保物権の合法性に対して審査を行わない。担保各当事者は、自ら以下の事項が関連法律・法規に合致していることを確認しなければならず、以下を含むがこれに限らない。

- (一) 抵当権（質権）を設定した財産もしくは権利が法律の規定する範囲に合致しているか否か、
- (二) 抵当権（質権）の設定に法律上、強制登記要求が存在しているか否か、
- (三) 抵当権（質権）の設定が前置部門の審査・批准、登記もしくは届出を必要としているか否か、
- (四) 抵当権（質権）を設定する前に、抵当もしくは質権物に対して価値評価を行わなければならないか否か、または額を超える抵当（質権）を許可しているか否か等、
- (五) 抵当権（質権）を実現するときに、国家の関連部門に抵当（質権）財産もしくは権利の譲渡もしくは現金化に対する制限性の規定が存在しているか否か。

二、 担保人と債権者の間で抵当、質権等の物権担保により発生したクロスボーダー受取・支払および取引事項は、すでに制限もしくは手順上の外貨管理関連が存在している場合、規定に合致していなければならない。

国内外機構もしくは個人がクロスボーダーで取得する特定類型資産（持分、債権、不動産およびその他の種類の資産等）のクロスボーダー取得に対して、国家に制限性の規定が存在している場合、例えば国外機構が国内機構もしくは別の国外機構から取得する国内資産、または国内機構が国外機構もしくは別の国内機構から取得する国外資産は、担保各当事者が自ら担保契約の履行と関連制限性規定とに衝突が発生しないことを確認しなければならない。

三、 担保人と債権者がそれぞれ国内、国外に属している、または担保物権の登記地（もしくは財産の所在地、収益の出所）と担保人、債権者の任意の一方がそれぞれ国内、国外に属しているとき、国内担保人もしくは国内債権者は以下の規定に基づき外貨管理関連手続を行わなければならない。

- (一) 担保人、債権者の登録地もしくは担保物権の登記地（もしくは財産の所在地、収益の出所）の少なくとも2者がそれぞれ国内外に属するとき、担保人が担保物権を実現する方式は、関連法律規定に合致していなければならない。
- (二) 別途、明確な規定がある場合を除き、担保人もしくは債権者が担保財産処置収益の払出もしくは受取を申請するとき、直接、国内の銀行に申請を提出することができる。銀行が担保履行の真実性、コンプライアンス性を審査して必要な資料を保管した後、担保人もしくは債権者は関連する外貨購入、元転およびクロスボーダー受取・支払を行うことができる。
- (三) 関連担保財産の所有権に担保人、債権者の間で譲渡が発生し、規定に基づきクロスボーダー

一投資外貨登記を行う必要がある場合、当事者は関連登記もしくは変更手続を行わなければならない。

- 四、 担保人が第三者債務者のために債権者に物権担保を提供し、国内担保・国外貸付もしくは国外担保・国内貸付を構成する場合、国内担保・国外貸付もしくは国外担保・国内貸付の関連規定に基づき担保登記手続を行い、合わせて関連する制限性規定を遵守しなければならない。

外管局の登記を経た物権担保があらゆる原因により合法的に設定できない場合、担保人は外管局で関連登記を抹消しなければならない。

- 五、 国内非銀行機構が国外債務者のために国外債権者に提供する物権担保について、外管局は国内担保・国外貸付登記を行うとき、国内担保・国外貸付登記証明においてその担保物件の具体的な内容を簡単に記録しなければならない。

外管局は、国内担保・国外貸付登記証明において記録する担保物件の具体的事項は、関連抵当、質権設定等の権利の依拠とはならず、関連抵当および質権契約の発効条件も構成しない。

- 六、 国内機構が自身の債務のためにクロスボーダー物権担保を提供する場合、担保登記を行う必要はない。担保人は法律が許可する方式で抵当物を用いて債務を評価償還する、または抵当権者が抵当物を換金した後に対外送金手続を申請するとき、担保人は一般外債の元利返済を参照して関連支払手続を行うことができる。

#### 第4部分 クロスボーダー担保のその他の事項に係る外貨管理

##### 一、 その他の形式のクロスボーダー担保

- (一) その他の形式のクロスボーダー担保とは、前述の国内担保・国外貸付および国外担保・国内貸付以外のその他のクロスボーダー担保の状況を指し、以下を含むがこれに限らない。
1. 担保人が国内におり、債務者と債権者がそれぞれ国内もしくは国外に属するクロスボーダー担保、
  2. 担保人が国外におり、債務者と債権者がそれぞれ国内もしくは国外に属するクロスボーダー担保、
  3. 担保当事者が共に国内におり、担保物件登記地が国外にあるクロスボーダー担保、
  4. 担保当事者が共に国外におり、担保物件登記地が国内にあるクロスボーダー担保。
- (二) 国内機構が提供もしくは受けるその他の形式のクロスボーダー担保は、国内外の法律・法規および本規定に合致している前提において、自ら担保契約を締結することができる。外

管局が別途、明確に規定している場合を除き、担保人、債務者はその他の形式のクロスボーダー担保について外管局で登記もしくは届出を行う必要はなく、資本項目情報システムにデータを送付する必要もない。

- (三) 国内機構が行うその他の形式のクロスボーダー担保は、規定に基づき対外債権・債務と関連する外貨管理手続を行わなければならない。担保に係る対外債権もしくは外債で事前に審査・批准もしくは登記手続を行う必要がある場合、関連手続を行わなければ成らない。
- (四) 別途、明確な規定がある場合を除き、国内担保人もしくは国内債権者が担保履行金の払出もしくは受取を申請するとき、直接、国内銀行に申請を提出することができる。銀行が担保履行の真実性、コンプライアンス性を審査して必要な資料を保管した後、担保人もしくは債権者は関連する外貨購入、元転およびクロスボーダー受取・支払を行うことができる。
- (五) 担保人が国内におり、債務者が国外におり、担保履行後に対外債権を構成する場合、対外債権登記を行わなければならない。担保人が国外におり、債務者が国内におり、担保履行後に国外債権者の変更が発生する場合、外債に係る債権者変更登記手続を行わなければならない。
- (六) 国内担保人が国内債権者に担保履行金を支払う、または国内債務者が国内担保人に担保履行金を償還する場合、担保にかかる債務の計算決済通貨種類が外貨であることにより支払人が国内外貨振替を行う必要がある場合、支払人は直接、銀行で関連支払手続を行うことができる。

二、 国内債務者が対外支払する担保費は、サービス貿易外貨管理関連規定に基づき直接、銀行に手続を申請することができる。

三、 担保人、債務者は、担保履行の義務が確実に発生することを明らかに知っている、または知っているべき状況でクロスボーダー担保契約を締結してはならない。担保人、債務者および債権者は、合理的な商業原則に基づき、以下の基準により担保契約が明白な担保履行の意図を備えているか否かを判断することができる。

- (一) 担保契約を締結するとき、債務者自身が十分な償還能力もしくは予期できる返済資金の出所を備えているか否か、
- (二) 担保に係る借款契約が規定する融資条件が、金額、利率、期限等の面において債務者が声明した借款資金用途と明らかな不適合が存在しているか否か、
- (三) 担保各当事者が担保履行を通じて担保に係る債務を繰上償還する意図が存在しているか否か、
- (四) 担保各当事者がかつて、担保人、裏担保人もしくは債務者の身分で悪意ある担保履行もしくは債務違約が発生しているか否か。

- 四、 担保人、債務者、債権者が国内銀行にクロスボーダー担保と関連する外貨購入・支払および外貨受取・元転手続を申請するとき、国内銀行はクロスボーダー担保取引の背景に対して職責を尽くした審査を行い、当該担保契約が中国の法律・法規および本規定と合致していることを確定しなければならない。
- 五、 以下のいずれかの条件を備えたクロスボーダー承諾は、クロスボーダー担保に基づく外貨管理の範囲に組み入れない。
- (一) 当該承諾が契約の性質を有していない、または法律の拘束を受けない場合、
  - (二) 承諾義務の履行方式に現金の交付もしくは財産の評価償還等の支払義務を含まない場合、
  - (三) 承諾義務の履行が同時にこれと直接対応する被承諾者に対する債権が発生しない場合、
  - (四) 国内にあるその他の法規、その他の部門がその他の方式を通じて有効な管理を行っており、外管局がクロスボーダー担保に基づく外貨管理の範囲に組み入れないことを明確化しているクロスボーダー承諾、例えば国内銀行が貨物とサービスの輸入に係り国内機構のために開設する一覧払信用状、長期信用状、業界主管部門の監督管理範囲に組み入れられた信用保険等、
  - (五) 1件の取引に複数のプロセスが存在しているが、監督管理部門がその中の1つのプロセスで有効な管理を実行しており、外管局による規模および統計範囲に重複して組み入れないことを明確化しているクロスボーダー承諾、例えば国内銀行が対外的な保証書の開設、信用状の開設もしくは貸付の実行時に国内顧客に提出を要求する保証金もしくは裏担保、
  - (六) その他の原因により外管局がクロスボーダー担保に基づく外貨管理の範囲に組み入れないことを決定した関連承諾。

クロスボーダー担保に基づく外貨管理の範囲に組み入れない関連承諾は、クロスボーダー担保履行の名義で関連するクロスボーダー受取・支払を行ってはならない。

- 六、 クロスボーダー担保は、融資性担保および非融資性担保に分けることができる。融資性担保とは、担保人が融資性の支払義務のために提供する担保を指し、これらの支払義務は融資契約の一般的な特徴を有する関連取引に由来し、普通借入、債券、ファイナンスリース、拘束力のある与信限度額等を含むがこれに限らない。非融資性担保とは、担保人が非融資性の支払義務のために提供する担保を指し、これらの支払義務は融資契約の一般的な特徴を有さない取引に由来し、入札担保、前払担保、延払担保、貨物売買契約に係る履行責任担保等を含むがこれに限らない。
- 七、 外管局は、国内機構のクロスボーダー担保業務に対して確認および検査を行い、担保各当事者、国内銀行は外管局の要求に基づき関連資料を提出しなければならない。本規定および関連規定に基づきクロスボーダー担保業務を行わない場合、外管局は『中華人民共和国外貨管理条例』（以下

『条例』という)に基づき処罰を行う。

- (一) 『クロスボーダー担保外貨管理規定』(以下『規定』という)第11条第(2)項の規定に違反して、債務者が担保に係る資金を直接的もしくは間接的に国内に戻し入れて使用した場合、『条例』第41条に基づき担保人に対して処罰を行う。
- (二) 以下のいずれかの状況がある場合、『条例』第43条に基づき処罰する。
  - 1. 『規定』第8条の規定に違反して、担保人が行う国内担保・国外貸付業務が法律・法規および関連部門の規定に違反した場合、
  - 2. 『規定』第10条の規定に違反して、担保人が業界主管部門の許可範囲を超えて国内担保・国外貸付を提供した場合、
  - 3. 『規定』第12条の規定に違反して、担保人が債務者の主体資格、担保に係る資金用途、予定の返済資金の出所、担保履行の可能性および関連取引の背景に対して審査を行わず、国内外の関連法律・法規に合致しているか否かに対してデューデリジェンスを行わなかった、または適切な方式で債務者がその言明した用途に基づき担保に係る資金を使用することを監督しなかった場合、
  - 4. 『規定』第14条の規定に違反して、担保人が外管局の批准を経ずに、債務者から提供した履行金を回収する前に新たな国内担保・国外貸付契約を締結した場合、
  - 5. 『規定』第17条の規定に違反して、批准を経ずに、債務者、債権者が範囲を超えて国外担保・国内貸付業務を行った場合、
  - 6. 『規定』第19条第1項の規定に違反して、国内債務者が外管局の批准を経ずに、国外担保人に対する債務を完済する前に勝手に新たな国外担保・国内貸付契約を締結した、または新たな資金引出を行った場合、
  - 7. 『規定』第19条第2項の規定に違反して、国内債務者の担保履行に係る未償還元本の残高がその前年度の監査を経た純資産金額を超えた場合、
  - 8. 『規定』第27条の規定に違反して、担保人、被担保人が担保履行の義務が確実に発生することを明らかに知っている、または知っているべき状況で、なおクロスボーダー担保契約を締結した場合。
- (三) 以下のいずれかの状況がある場合、『条例』第47条に基づき処罰する。
  - 1. 『規定』第23条第(2)項の規定に違反して、銀行が担保履行の真実性、コンプライアンス性を審査しなかった、または必要な資料を保管しなかった場合、
  - 2. 『規定』第28条の規定に違反して、国内銀行がクロスボーダー担保取引の背景に対して職責を尽くした審査を行わず、当該担保契約が中国の法律・法規および本規定に合致していることを確定した場合。
- (四) 以下の条項がある場合、『条例』第48条に基づき処罰する。
  - 1. 『規定』第9条の規定に違反して、担保人が規定に基づき国内担保・国外貸付登記を行わなかった場合、

2. 『規定』第13条の規定に違反して、担保人が規定に基づき国内担保・国外貸付登記抹消手続を行わなかった場合、
3. 『規定』第15条の規定に違反して、担保人もしくは裏担保人が規定に基づき対外債権登記手続を行わなかった場合、
4. 『規定』第18条の規定に違反して、国内金融機関が規定に基づき外管局に国外担保・国内貸付業務の関連データを送付しなかった場合、
5. 『規定』第19条第3項の規定に違反して、債務者が国外担保・国内貸付業務を行うとき、真実、完全に債権者にそれがすでに手続を行った国外担保・国内貸付業務の債務違約、外債登記および債務完済状況を提供しなかった場合、
6. 『規定』第20条の規定に違反して、国内債務者が規定に基づき所在地の外管局で短期外債契約登記および関連情報届出手続を行わなかった場合、
7. 『規定』第23条第(3)項の規定に違反して、当事者が規定に基づきクロスボーダー投資外債登記を行わなかった場合、
8. 『規定』第24条第2項の規定に違反して、担保人が外管局で関連登記を抹消しなかった場合。

(中国語原文)

**国家外汇管理局**  
**汇发[2014]29号**  
**关于发布《跨境担保外汇管理规定》的通知**

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资外汇指定银行：

为深化外汇管理体制改革的，简化行政审批程序，规范跨境担保项下收支行为，国家外汇管理局决定改进跨境担保外汇管理方式，制定了《跨境担保外汇管理规定》及其操作指引（以下简称《规定》）。现印发给你们，请遵照执行。

《规定》自2014年6月1日起实施，之前相关规定与本《规定》内容不一致的，以本《规定》为准。《规定》实施后，附件3所列法规即行废止。

国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外资银行、农村合作银行；各中资银行接到本通知后，应及时转发所辖各分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。

附件：1. 跨境担保外汇管理规定  
2. 跨境担保外汇管理操作指引  
3. 废止法规目录

国家外汇管理局  
2014年5月12日

附件 1

## 跨境担保外汇管理规定

### 第一章 总则

**第一条** 为完善跨境担保外汇管理，规范跨境担保项下收支行为，促进跨境担保业务健康有序发展，根据《中华人民共和国物权法》、《中华人民共和国担保法》及《中华人民共和国外汇管理条例》等法律法规，特制定本规定。

**第二条** 本规定所称的跨境担保是指担保人向债权人书面作出的、具有法律约束力、承诺按照担保合同约定履行相关付款义务并可能产生资金跨境收付或资产所有权跨境转移等国际收支交易的担保行为。

**第三条** 按照担保当事各方的注册地，跨境担保分为内保外贷、外保内贷和其他形式跨境担保。

内保外贷是指担保人注册地在境内、债务人和债权人注册地均在境外的跨境担保。

外保内贷是指担保人注册地在境外、债务人和债权人注册地均在境内的跨境担保。

其他形式跨境担保是指除前述内保外贷和外保内贷以外的其他跨境担保情形。

**第四条** 国家外汇管理局及其分支局（以下简称外汇局）负责规范跨境担保产生的各类国际收支交易。

**第五条** 境内机构提供或接受跨境担保，应当遵守国家法律法规和行业主管部门的规定，并按本规定办理相关外汇管理手续。

担保当事各方从事跨境担保业务，应当恪守商业道德，诚实守信。

**第六条** 外汇局对内保外贷和外保内贷实行登记管理。

境内机构办理内保外贷业务，应按本规定要求办理内保外贷登记；经外汇局登记的内保外贷，发生担保履约的，担保人可自行办理；担保履约后应按本规定要求办理对外债权登记。

境内机构办理外保内贷业务，应符合本规定明确的相关条件；经外汇局登记的外保内贷，债权人可自行办理与担保履约相关的收款；担保履约后境内债务人应按本规定要求办理外债登记手续。

**第七条** 境内机构提供或接受其他形式跨境担保，应符合相关外汇管理规定。

## 第二章 内保外贷

**第八条** 担保人办理内保外贷业务，在遵守国家法律法规、行业主管部门规定及外汇管理规定的前提下，可自行签订内保外贷合同。

**第九条** 担保人签订内保外贷合同后，应按以下规定办理内保外贷登记。

担保人为银行的，由担保人通过数据接口程序或其他方式向外汇局报送内保外贷业务相关数据。

担保人为非银行金融机构或企业（以下简称非银行机构）的，应在签订担保合同后 15 个工作日内到所在地外汇局办理内保外贷签约登记手续。担保合同主要条款发生变更的，应当办理内保外贷签约变更登记手续。

外汇局按照真实、合规原则对非银行机构担保人的登记申请进行程序性审核并办理登记手续。

**第十条** 银行、非银行金融机构作为担保人提供内保外贷，按照行业主管部门规定，应具有相应担保业务经营资格。

**第十一条** 内保外贷项下资金用途应当符合以下规定：

- (一) 内保外贷项下资金仅用于债务人正常经营范围内的相关支出，不得用于支持债务人从事正常业务范围以外的相关交易，不得虚构贸易背景进行套利，或进行其他形式的投机性交易。
- (二) 未经外汇局批准，债务人不得通过向境内进行借贷、股权投资或证券投资等方式将担保项下资金直接或间接调回境内使用。

**第十二条** 担保人办理内保外贷业务时，应对债务人主体资格、担保项下资金用途、预计的还款资金来源、担保履约的可能性及相关交易背景进行审核，对是否符合境内外相关法律法规进行尽职调查，并以适当方式监督债务人按照其声明的用途使用担保项下资金。

**第十三条** 内保外贷项下担保人付款责任到期、债务人清偿担保项下债务或发生担保履约后，担保人应

办理内保外贷登记注销手续。

**第十四条** 如发生内保外贷履约，担保人为银行的，可自行办理担保履约项下对外支付。

担保人为非银行机构的，可凭担保登记文件直接到银行办理担保履约项下购汇及对外支付。在境外债务人偿清因担保人履约而对境内担保人承担的债务之前，未经外汇局批准，担保人须暂停签订新的内保外贷合同。

**第十五条** 内保外贷业务发生担保履约的，成为对外债权人的境内担保人或反担保人应当按规定办理对外债权登记手续。

**第十六条** 境内个人可作为担保人并参照非银行机构办理内保外贷业务。

### 第三章 外保内贷

**第十七条** 境内非金融机构从境内金融机构借用贷款或获得授信额度，在同时满足以下条件的前提下，可以接受境外机构或个人提供的担保，并自行签订外保内贷合同：

- (一) 债务人为在境内注册经营的非金融机构；
- (二) 债权人为在境内注册经营的金融机构；
- (三) 担保标的为金融机构提供的本外币贷款（不包括委托贷款）或有约束力的授信额度；
- (四) 担保形式符合境内、外法律法规。

未经批准，境内机构不得超出上述范围办理外保内贷业务。

**第十八条** 境内债务人从事外保内贷业务，由发放贷款或提供授信额度的境内金融机构向外汇局集中报送外保内贷业务相关数据。

**第十九条** 外保内贷业务发生担保履约的，在境内债务人偿清其对境外担保人的债务之前，未经外汇局批准，境内债务人应暂停签订新的外保内贷合同；已经签订外保内贷合同但尚未提款或尚未全部提款的，未经所在地外汇局批准，境内债务人应暂停办理新的提款。

境内债务人因外保内贷项下担保履约形成的对外负债，其未偿本金余额不得超过其上年度未经审计的净资产数额。

境内债务人向债权人申请办理外保内贷业务时，应真实、完整地向债权人提供其已办理外保

内贷业务的债务违约、外债登记及债务清偿情况。

**第二十条** 外保内贷业务发生境外担保履约的，境内债务人应到所在地外汇局办理短期外债签约登记及相关信息备案手续。外汇局在外债签约登记环节对债务人外保内贷业务的合规性进行事后核查。

#### 第四章 物权担保的外汇管理

**第二十一条** 外汇局不对担保当事各方设定担保物权的合法性进行审查。担保当事各方应自行确认担保合同内容符合境内外相关法律法规和行业主管部门的规定。

**第二十二条** 担保人与债权人之间因提供抵押、质押等物权担保而产生的跨境收支和交易事项，已存在限制或程序性外汇管理规定的，应当符合规定。

**第二十三条** 当担保人与债权人分属境内、境外，或担保物权登记地（或财产所在地、收益来源地）与担保人、债权人的任意一方分属境内、境外时，境内担保人或境内债权人应按下列规定办理相关外汇管理手续：

- （一）当担保人、债权人注册地或担保物权登记地（或财产所在地、收益来源地）至少有两项分属境内外时，担保人实现担保物权的方式应当符合相关法律规定。
- （二）除另有明确规定外，担保人或债权人申请汇出或收取担保财产处置收益时，可直接向境内银行提出申请；在银行审核担保履约真实性、合规性并留存必要材料后，担保人或债权人可以办理相关购汇、结汇和跨境收支。
- （三）相关担保财产所有权在担保人、债权人之间发生转让，按规定需要办理跨境投资外汇登记的，当事人应办理相关登记或变更手续。

**第二十四条** 担保人为第三方债务人向债权人提供物权担保，构成内保外贷或外保内贷的，应当按照内保外贷或外保内贷相关规定办理担保登记手续，并遵守相关规定。

经外汇局登记的物权担保因任何原因而未合法设立，担保人应到外汇局注销相关登记。

#### 第五章 附则

**第二十五条** 境内机构提供或接受除内保外贷和外保内贷以外的其他形式跨境担保，在符合境内外法律法规和本规定的前提下，可自行签订跨境担保合同。除外汇局另有明确规定外，担保人、债务人不需就其他形式跨境担保到外汇局办理登记或备案。

境内机构办理其他形式跨境担保，可自行办理担保履约。担保项下对外债权债务需要事前审批或核准，或因担保履约发生对外债权债务变动的，应按规定办理相关审批或登记手续。

**第二十六条** 境内债务人对外支付担保费，可按照服务贸易外汇管理有关规定直接向银行申请办理。

**第二十七条** 担保人、债务人不得在明知或者应知担保履约义务确定发生的情况下签订跨境担保合同。

**第二十八条** 担保人、债务人、债权人向境内银行申请办理与跨境担保相关的购付汇或收结汇业务时，境内银行应当对跨境担保交易的背景进行尽职审查，以确定该担保合同符合中国法律法规和本规定。

**第二十九条** 外汇局对跨境担保合同的核准、登记或备案情况以及本规定明确的其他管理事项与管理要求，不构成跨境担保合同的生效要件。

**第三十条** 外汇局定期分析内保外贷和外保内贷整体情况，密切关注跨境担保对国际收支的影响。

**第三十一条** 外汇局对境内机构跨境担保业务进行核查和检查，担保当事各方、境内银行应按照外汇局要求提供相关资料。对未按本规定及相关规定办理跨境担保业务的，外汇局根据《中华人民共和国外汇管理条例》进行处罚。

**第三十二条** 国家外汇管理局可出于保障国际收支平衡的目的，对跨境担保管理方式适时进行调整。

**第三十三条** 本规定由国家外汇管理局负责解释。

附件 2

## 跨境担保外汇管理操作指引

### 第一部分 内保外贷外汇管理

一、 担保人办理内保外贷业务，在遵守国家法律法规、行业主管部门规定及外汇管理规定的前提下，可自行签订内保外贷合同。

#### 二、 内保外贷登记

担保人签订内保外贷合同后，应按以下规定办理内保外贷登记：

- (一) 担保人为银行的，由担保人通过数据接口程序或其他方式向外汇局资本项目信息系统报送内保外贷相关数据。
- (二) 担保人为非银行金融机构或企业（以下简称为非银行机构）的，应在签订担保合同后 15 个工作日内到所在地外汇局办理内保外贷签约登记手续。担保合同或担保项下债务合同主要条款发生变更的（包括债务合同展期以及债务或担保金额、债务或担保期限、债权人等发生变更），应当在 15 个工作日内办理内保外贷变更登记手续。

##### 1、非银行机构到外汇局办理内保外贷签约登记时，应提供以下材料：

(1) 关于办理内保外贷签约登记的书面申请报告（内容包括公司基本情况、已办理且未了结的各项跨境担保余额、本次担保交易内容要点、预计还款资金来源、其他需要说明的事项。有共同担保人的，应在申请报告中说明）；

(2) 担保合同和担保项下主债务合同（合同文本内容较多的，提供合同简明条款并加盖公章；合同为外文的，须提供中文翻译件并加盖公章）；

(3) 外汇局根据本规定认为需要补充的相关证明材料（如发改委、商务部门关于境外投资项目的批准文件、办理变更登记时需要提供的变更材料等）。

- ##### 2、
- 外汇局按照真实、合规原则对非银行机构担保人的登记申请进行程序性审核，并为其办理登记手续。外汇局对担保合同的真实性、商业合理性、合规性及履约倾向存在疑问的，有权要求担保人作出书面解释。外汇局按照合理商业标准和相关法规，认为担保人解释明显不成立的，可以决定不受理登记申请，并向申请人书面说明原因。

担保人未在规定时间内到外汇局办理担保登记的，如能说明合理原因，且担保人提出登记申请时尚未出现担保履约意向的，外汇局可按正常程序为其办理补登记；不能说明合理原因的，外汇局可按未及时办理担保登记进行处理，在移交外汇检查部门后再为其办理补登记手续。

- ##### 3、
- 非金融机构可以向外汇局申请参照金融机构通过资本项目系统报送内保外贷数据。

- ##### 4、
- 同一内保外贷业务下存在多个境内担保人的，可自行约定其中一个担保人到所在地外汇局

办理登记手续。外汇局在办理内保外贷登记时，应在备注栏中注明其他担保人。

**三、** 金融机构作为担保人提供内保外贷，按照行业主管部门规定，应具有相应担保业务经营资格。以境内分支机构名义提供的担保，应当获得总行或总部授权。

**四、** 内保外贷项下资金用途应当符合以下规定：

(一) 内保外贷项下资金仅用于债务人正常经营范围内的相关支出，不得用于支持债务人从事正常业务范围以外的相关交易，不得虚构贸易背景进行套利，或进行其他形式的投机性交易。

(二) 未经外汇局批准，债务人不得通过向境内进行借贷、股权投资或证券投资等方式将担保项下资金直接或间接调回境内使用。

担保项下资金不得用于境外机构或个人向境内机构或个人进行直接或间接的股权、债权投资，包括但不限于以下行为：

- 1、债务人使用担保项下资金直接或间接向在境内注册的机构进行股权或债权投资。
- 2、担保项下资金直接或间接用于获得境外标的公司的股权，且标的公司 50%以上资产在境内的。
- 3、担保项下资金用于偿还债务人自身或境外其他公司承担的债务，而原融资金曾以股权或债权形式直接或间接调回境内的。
- 4、债务人使用担保项下资金向境内机构预付货物或服务贸易款项，且付款时间相对于提供货物或服务的提前时间超过 1 年、预付款金额超过 100 万美元及买卖合同总价 30%的（出口大型成套设备或承包服务时，可将已完成工作量视同交货）。

(三) 内保外贷合同项下发生以下类型特殊交易时，应符合以下规定：

- 1、内保外贷项下担保责任为境外债务人债券发行项下还款义务时，境外债务人应由境内机构直接或间接持股，且境外债券发行收入应用于与境内机构存在股权关联的境外投资项目，且相关境外机构或项目已经按照规定获得国内境外投资主管部门的核准、登记、备案或确认；
- 2、内保外贷合同项下融资金用于直接或间接获得对境外其他机构的股权（包括新建境外企业、收购境外企业股权和向境外企业增资）或债权时，该投资行为应当符合国内相关部门有关境外投资的规定；
- 3、内保外贷合同项下义务为境外机构衍生交易项下支付义务时，债务人从事衍生交易应当以止损保值为目的，符合其主营业务范围且经过股东适当授权。

**五、** 内保外贷注销登记

内保外贷项下债务人还清担保项下债务、担保人付款责任到期或发生担保履约后，担保人应办理内保外贷登记注销手续。其中，银行可通过数据接口程序或其他方式向外汇局资本项目系统报送内保

外贷更新数据；非银行机构应在 15 个工作日内到外汇局申请注销相关登记。

## 六、担保履约

- (一) 银行发生内保外贷担保履约的，可自行办理担保履约项下对外支付，其担保履约资金可以来源于自身向反担保人提供的外汇垫款、反担保人以外汇或人民币形式交存的保证金，或反担保人支付的其他款项。反担保人可凭担保履约证明文件直接办理购汇或支付手续。
- (二) 非银行机构发生担保履约的，可凭加盖外汇局印章的担保登记文件直接到银行办理担保履约项下购汇及对外支付。在办理国际收支间接申报时，须填写该笔担保登记时取得的业务编号。非银行机构发生内保外贷履约的，在境外债务人偿清境内担保人承担的债务之前（因债务人破产、清算等原因导致其无法清偿债务的除外），未经外汇局批准，担保人必须暂停签订新的内保外贷合同。
- (三) 非银行机构提供内保外贷后未办理登记但需要办理担保履约的，担保人须先向外汇局申请办理内保外贷补登记，然后凭补登记文件到银行办理担保履约手续。外汇局在办理补登记前，应先移交外汇检查部门。

## 七、对外债权登记

- (一) 内保外贷发生担保履约的，成为对外债权人的境内担保人或境内反担保人，应办理对外债权登记。

对外债权人为银行的，通过资本项目信息系统报送对外债权相关信息。债权人为非银行机构的，应在担保履约后 15 个工作日内到所在地外汇局办理对外债权登记，并按规定办理与对外债权相关的变更、注销手续。
- (二) 对外债权人为银行时，担保项下债务人（或反担保人）主动履行对担保人还款义务的，债务人（或反担保人）、担保人可自行办理各自的付款、收款手续。债务人（或反担保人）由于各种原因不能主动履行付款义务的，担保人以合法手段从债务人（或反担保人）清收的资金，其币种与原担保履约币种不一致的，担保人可自行代债务人（或反担保人）办理相关汇兑手续。
- (三) 对外债权人为非银行机构时，其向债务人追偿所得资金为外汇的，在向银行说明资金来源、银行确认境内担保人已按照相关规定办理对外债权登记后可以办理结汇。

## 八、其他规定

- (一) 担保人办理内保外贷业务时，应对债务人主体资格、担保项下资金用途、预计的还款资金来源、担保履约的可能性及相关交易背景进行审核，对是否符合境内、外相关法律法规进行尽职调查，并以适当方式监督债务人按照其声明的用途使用担保项下资金。
- (二) 境内个人作为担保人，可参照境内非银行机构办理内保外贷业务。

- (三) 境内机构为境外机构（债务人）向其境外担保人提供的反担保，按内保外贷进行管理，提供反担保的境内机构须遵守本规定。境内机构按内保外贷规定为境外机构（债务人）提供担保时，其他境内机构为债务人向提供内保外贷的境内机构提供反担保，不按内保外贷进行管理，但需符合相关外汇管理规定。
- (四) 担保人对担保责任上限无法进行合理预计的内保外贷，如境内企业出具的不明确赔偿金额上限的项目完工责任担保，可以不办理登记，但经外汇局核准后可以办理担保履约手续。

## 第二部分 外保内贷外汇管理

一、 境内非金融机构从境内金融机构借用贷款或获得授信额度，在同时满足以下条件的前提下，可以接受境外机构或个人提供的担保，并自行签订外保内贷合同：

- (一) 债务人为在境内注册经营的非金融机构；
- (二) 债权人为在境内注册经营的金融机构；
- (三) 担保标的为本外币贷款（不包括委托贷款）或有约束力的授信额度；
- (四) 担保形式符合境内、外法律法规。

未经批准，境内机构不得超出上述范围办理外保内贷业务。

二、 境内债务人从事外保内贷业务，由发放贷款或提供授信额度的境内金融机构向外汇局的资本项目系统集中报送外保内贷业务数据。

三、 发生外保内贷履约的，金融机构可直接与境外担保人办理担保履约收款。

境内债务人从事外保内贷业务发生担保履约的，在境内债务人偿清其对境外担保人的债务之前，未经外汇局批准，境内债务人应暂停签订新的外保内贷合同；已经签订外保内贷合同但尚未提款或全部提款的，未经所在地外汇局批准，应暂停办理新的提款。

境内债务人因外保内贷项下担保履约形成的对外负债，其未偿本金余额不得超过其上年度未经审计的净资产数额。超出上述限额的，须占用其自身的外债额度；外债额度仍然不够的，按未经批准擅自对外借款进行处理。

境内非银行金融机构为债权人，发生境外担保人履约的，境内非银行金融机构在办理国际收支间接申报时，应在申报单上填写该笔外保内贷登记时取得的业务编号。

境内债务人向债权人申请办理外保内贷业务时，应向债权人真实、完整地提供其已办理外保内贷业

务的债务违约、外债登记及债务清偿情况。

- 四、** 外保内贷业务发生境外担保履约的，境内债务人应在担保履约后 15 个工作日内到所在地外汇局办理短期外债签约登记及相关信息备案。外汇局在外债签约登记环节对债务人外保内贷业务的合规性进行事后核查。发现违规的，在将违规行为移交外汇检查部门后，外汇局可为其办理外债登记手续。

因境外担保履约而申请办理外债登记的，债务人应当向外汇局提供以下材料：

- (一) 关于办理外债签约登记的书面申请报告（内容包括公司基本情况、外保内贷业务逐笔和汇总情况、本次担保履约情况及其他需要说明的事项）。
- (二) 担保合同复印件和担保履约证明文件（合同文本内容较多的，提供合同简明条款并加盖公章；合同为外文的，须提供中文翻译件并加盖债务人印章）。
- (三) 外商投资企业应提供批准证书、营业执照等文件，中资企业应提供营业执照。
- (四) 上年度未经审计的债务人财务报表。
- (五) 外汇局为核查外保内贷业务合规性、真实性而可能要求提供的其他材料（如境外债权人注册文件或个人身份证件）。

- 五、** 金融机构办理外保内贷履约，如担保履约资金与担保项下债务提款币种不一致而需要办理结汇或购汇的，应当向外汇局提出申请。金融机构办理境外担保履约款结汇（或购汇）业务，由其分行或总行汇总自身及下属分支机构的担保履约款结汇（或购汇）申请后，向其所在地外汇局集中提出申请。

金融机构提出的境外担保履约款结汇（或购汇）申请，由外汇局资本项目管理部门受理。金融机构作为债权人签订贷款担保合同时无违规行为的，外汇局可批准其担保履约款结汇（或购汇）。若金融机构违规行为属于未办理债权人集中登记等程序性违规的，外汇局可先允许其办理结汇（或购汇），再依据相关法规进行处理；金融机构违规行为属于超出现行政策许可范围等实质性违规且金融机构应当承担相应责任的，外汇局应先移交外汇检查部门，然后再批准其结汇（或购汇）。

- 六、** 金融机构申请担保履约款结汇（或购汇），应提交以下文件：

- (一) 申请书；
- (二) 外保内贷业务合同（或合同简明条款）；
- (三) 证明结汇（或购汇）资金来源的书面材料；
- (四) 债务人提供的外保内贷履约项下外债登记证明文件（因清算、解散、债务豁免或其他合理因素导致债务人无法取得外债登记证明的，应当说明原因）；
- (五) 外汇局认为必要的其他证明材料。

- 七、 境外担保人向境内金融机构为境内若干债务人发放的贷款组合提供部分担保（风险分担），发生担保履约（赔付）后，如合同约定由境内金融机构代理境外担保人向债务人进行债务追偿，则由代理的金融机构向外汇局报送外债登记数据，其未偿本金余额不得超过该担保合同项下各债务人上年度未经审计的净资产数之和。

### 第三部分 物权担保外汇管理

- 一、 外汇局仅对跨境担保涉及的资本项目外汇管理事项进行规范，但不担保担保各方设定担保物权的合法性进行审查。担保担保各方应自行确认以下事项符合相关法律法规，包括但不限于：

- （一） 设定抵押（质押）权的财产或权利是否符合法律规定的范围；
- （二） 设定抵押（质押）权在法律上是否存在强制登记要求；
- （三） 设定抵押（质押）权是否需要前置部门的审批、登记或备案；
- （四） 设定抵押（质押）权之前是否应当对抵押或质押物进行价值评估或是否允许超额抵押（质押）等；
- （五） 在实现抵押（质押）权时，国家相关部门是否对抵押（质押）财产或权利的转让或变现存在限制性规定。

- 二、 担保人与债权人之间因提供抵押、质押等物权担保而产生的跨境收支和交易事项，已存在限制或程序性外汇管理规定的，应当符合规定。

国家对境内外机构或个人跨境获取特定类型资产（股权、债权、房产和其他类型资产等）存在限制性规定的，如境外机构从境内机构或另一境外机构获取境内资产，或境内机构从境外机构或另一境内机构获取境外资产，担保担保各方应自行确认担保合同履行不与相关限制性规定产生冲突。

- 三、 当担保人与债权人分属境内、境外，或担保物权登记地（或财产所在地、收益来源地）与担保人、债权人的任意一方分属境内、境外时，境内担保人或境内债权人应按下列规定办理相关外汇管理手续：

- （一） 当担保人、债权人注册地或担保物权登记地（或财产所在地、收益来源地）至少有两项分属境内外时，担保人实现担保物权的方式应当符合相关法律规定。
- （二） 除另有明确规定外，担保人或债权人申请汇出或收取担保财产处置收益时，可直接向境内银行提出申请；银行在审核担保履约真实性、合规性并留存必要材料后，担保人或债权人可以办理相关购汇、结汇和跨境收支。
- （三） 相关担保财产所有权在担保人、债权人之间发生转让，按规定需要办理跨境投资外汇登记的，当事人应办理相关登记或变更手续。

- 四、** 担保人为第三方债务人向债权人提供物权担保，构成内保外贷或外保内贷的，应当按照内保外贷或外保内贷相关规定办理担保登记手续，并遵守相关限制性规定。

经外汇局登记的物权担保因任何原因而未合法设立，担保人应到外汇局注销相关登记。

- 五、** 境内非银行机构为境外债务人向境外债权人提供物权担保，外汇局在办理内保外贷登记时，应在内保外贷登记证明中简要记录其担保物权的具体内容。

外汇局在内保外贷登记证明中记录的担保物权具体事项，不成为设定相关抵押、质押等权利的依据，也不构成相关抵押或质押合同的生效条件。

- 六、** 境内机构为自身债务提供跨境物权担保的，不需要办理担保登记。担保人以法规允许的方式用抵押物折价清偿债务，或抵押权人变卖抵押物后申请办理对外汇款时，担保人参照一般外债的还本付息办理相关付款手续。

#### **第四部分 跨境担保其他事项外汇管理**

##### **一、 其他形式跨境担保**

- (一)** 其他形式跨境担保是指除前述内保外贷和外保内贷以外的其他跨境担保情形。包括但不限于：
- 1、担保人在境内、债务人与债权人分属境内或境外的跨境担保；
  - 2、担保人在境外、债务人与债权人分属境内或境外的跨境担保；
  - 3、担保当事各方均在境内，担保物权登记地在境外的跨境担保；
  - 4、担保当事各方均在境外，担保物权登记地在境内的跨境担保。
- (二)** 境内机构提供或接受其他形式跨境担保，在符合境内外法律法规和本规定的前提下，可自行签订跨境担保合同。除外汇局另有明确规定外，担保人、债务人不需要就其他形式跨境担保到外汇局办理登记或备案，无需向资本项目信息系统报送数据。
- (三)** 境内机构办理其他形式跨境担保，应按规定办理与对外债权债务有关的外汇管理手续。担保项下对外债权或外债需要事前办理审批或登记手续的，应当办理相关手续。
- (四)** 除另有明确规定外，境内担保人或境内债权人申请汇出或收取担保履约款时，可直接向境内银行提出申请；银行在审核担保履约真实性、合规性并留存必要材料后，担保人或债权人可以办理相关购汇、结汇和跨境收支。
- (五)** 担保人在境内、债务人在境外，担保履约后构成对外债权的，应当办理对外债权登记；担保人在境外、债务人在境内，担保履约后发生境外债权人变更的，应当办理外债项下债权人变更登记手续。

(六) 境内担保人向境内债权人支付担保履约款，或境内债务人向境内担保人偿还担保履约款的，因担保项下债务计价结算币种为外币而付款人需要办理境内外汇划转的，付款人可直接在银行办理相关付款手续。

二、 境内债务人对外支付担保费，可按照服务贸易外汇管理有关规定直接向银行申请办理。

三、 担保人、债务人不得在明知或者应知担保履约义务确定发生的情况下签订跨境担保合同。担保人、债务人和债权人可按照合理商业原则，依据以下标准判断担保合同是否具备明显的担保履约意图：

- (一) 签订担保合同时，债务人自身是否具备足够的清偿能力或可预期的还款资金来源；
- (二) 担保项下借款合同规定的融资条件，在金额、利率、期限等方面与债务人声明的借款资金用途是否存在明显不符；
- (三) 担保当事各方是否存在通过担保履约提前偿还担保项下债务的意图；
- (四) 担保当事各方是否曾经以担保人、反担保人或债务人身份发生过恶意担保履约或债务违约。

四、 担保人、债务人、债权人向境内银行申请办理与跨境担保相关的购付汇和收结汇时，境内银行应当对跨境担保交易的背景进行尽职审查，以确定该担保合同符合中国法律法规和本规定。

五、 具备以下条件之一的跨境承诺，不按跨境担保纳入外汇管理范围：

- (一) 该承诺不具有契约性质或不受法律约束；
- (二) 履行承诺义务的方式不包括现金交付或财产折价清偿等付款义务；
- (三) 履行承诺义务不会同时产生与此直接对应的对被承诺人的债权；
- (四) 国内有其他法规、其他部门通过其他方式进行有效管理，经外汇局明确不按跨境担保纳入外汇管理范围的跨境承诺，如境内银行在货物与服务进口项下为境内机构开立的即期和远期信用证、已纳入行业主管部门监管范围的信用保险等；
- (五) 一笔交易存在多个环节，但监管部门已在其中一个环节实行有效管理，经外汇局明确不再重复纳入规模和统计范围的跨境承诺，如境内银行在对外开立保函、开立信用证或发放贷款时要求境内客户提供的保证金或反担保；
- (六) 由于其他原因外汇局决定不按跨境担保纳入外汇管理范围的相关承诺。

不按跨境担保纳入外汇管理范围的相关承诺，不得以跨境担保履约的名义办理相关跨境收支。

六、 跨境担保可分为融资性担保和非融资性担保。融资性担保是指担保人为融资性付款义务提供的担保，这些付款义务来源于具有融资合同一般特征的相关交易，包括但不限于普通借款、债券、融资租赁、有约束力的授信额度等。非融资性担保是指担保人为非融资性付款义务提供的担保，这些付款义务

来源于不具有融资合同一般特征的交易，包括但不限于招投标担保、预付款担保、延期付款担保、货物买卖合同下的履约责任担保等。

**七、** 外汇局对境内机构跨境担保业务进行核查和检查，担保当事各方、境内银行应按照外汇局要求提供相关资料。对未按本规定及相关规定办理跨境担保业务的，外汇局根据《中华人民共和国外汇管理条例》（以下简称《条例》）进行处罚。

**(一)** 违反《跨境担保外汇管理规定》（以下简称《规定》）第十一条第（二）项规定，债务人将担保项下资金直接或间接调回境内使用的，按照《条例》第四十一条对担保人进行处罚。

**(二)** 有下列情形之一的，按照《条例》第四十三条处罚：

- 1、违反《规定》第八条规定，担保人办理内保外贷业务违反法律法规及相关部门规定的；
- 2、违反《规定》第十条规定，担保人超出行业主管部门许可范围提供内保外贷的；
- 3、违反《规定》第十二条规定，担保人未对债务人主体资格、担保项下资金用途、预计的还款资金来源、担保履约的可能性及相关交易背景进行审核，对是否符合境内、外相关法律法规未进行尽职调查，或未以适当方式监督债务人按照其声明的用途使用担保项下资金的；
- 4、违反《规定》第十四条规定，担保人未经外汇局批准，在向债务人收回提供履约款之前签订新的内保外贷合同的；
- 5、违反《规定》第十七条规定，未经批准，债务人、债权人超出范围办理外保内贷业务的；
- 6、违反《规定》第十九条第一款规定，境内债务人未经外汇局批准，在偿清对境外担保人债务之前擅自签订新的外保内贷合同或办理新的提款的；
- 7、违反《规定》第十九条第二款规定，境内债务人担保履约项下未偿本金余额超过其上年度未经审计的净资产数额的；
- 8、违反《规定》第二十七条规定，担保人、被担保人明知或者应知担保履约义务确定发生的情况下仍然签订跨境担保合同的。

**(三)** 有下列情形之一的，按照《条例》第四十七条处罚：

- 1、违反《规定》第二十三条第（二）项规定，银行未审查担保履约真实性、合规性或留存必要材料的；
- 2、违反《规定》第二十八条规定，境内银行对跨境担保交易的背景未进行尽职审查，以确定该担保交易符合中国法律法规和本规定的。

**(四)** 有下列情形之一的，按照《条例》第四十八条处罚：

- 1、违反《规定》第九条规定，担保人未按规定办理内保外贷登记的；
- 2、违反《规定》第十三条规定，担保人未按规定办理内保外贷登记注销手续的；
- 3、违反《规定》第十五条规定，担保人或反担保人未按规定办理对外债权登记手续的；
- 4、违反《规定》第十八条规定，境内金融机构未按规定向外汇局报送外保内贷业务相关数据的；
- 5、违反《规定》第十九条第三款规定，债务人办理外保内贷业务时未向债权人真实、完整地

提供其已办理外保内贷业务的债务违约、外债登记及债务清偿情况的；

- 6、违反《规定》第二十条规定，境内债务人未按规定到所在地外汇局办理短期外债签约登记及相关信息备案手续的；
- 7、违反《规定》第二十三条第（三）项规定，当事人未按规定办理跨境投资外汇登记的；
- 8、违反《规定》第二十四条第二款规定，担保人未到外汇局注销相关登记的。

## 附件 3

**废止法规目录**

- 1、《境内机构对外担保管理办法实施细则》（[97]汇政发字第 10 号）
- 2、《国家外汇管理局关于境内机构对外担保管理问题的通知》（汇发[2010]39 号）
- 3、《国家外汇管理局关于在部分地区试行小额外保内贷业务有关外汇管理问题的通知》（汇发[2013]40 号）
- 4、《国家外汇管理局关于外汇担保项下人民币贷款有关问题的补充通知》（汇发[2005]26 号）
- 5、《国家外汇管理局关于核定部分分局 2013 年度中资企业外保内贷额度有关问题的通知》（汇发[2013]23 号）
- 6、《国家外汇管理局关于外债、对外担保补登记有关问题的通知》（汇资函[1999]77 号）
- 7、《国家外汇管理局关于规范对外担保履约审批权限的通知》（汇发[2000]84 号）
- 8、《国家外汇管理局关于如何界定擅自以外汇作质押的函》（[97]汇政法字第 2 号）
- 9、《国家外汇管理局关于金融机构外汇担保项下人民币贷款有关问题的复函》（汇复[1999]56 号）
- 10、《国家外汇管理局关于保险权益质押登记问题的批复》（汇复[2001]144 号）
- 11、《国家外汇管理局关于核定境内银行 2011 年度融资性对外担保余额指标有关问题的通知》（汇发[2011]30 号）
- 12、《国家外汇管理局关于转发和执行〈最高人民法院关于适用〈中华人民共和国担保法〉若干问题的解释〉的通知》（汇发[2001]6 号）